

平成23年度 八尾市障害児保育協議会会議録

日時 平成23年7月26日(火)

14:30～16:30

場所 市役所本館604会議室

出席者 委員 安藤委員
堀委員
磯沢委員
前田委員
浅野委員 (代理：山下教育サポートセンター所長補佐)
白石委員
松田委員
辻委員
小林委員
道本委員
森山委員

事務局 木下保育課長補佐
足立保育課保育所入所係長

事務局より、開会にあたっての挨拶
委嘱状については、受付にて交付している旨説明

こども未来部次長兼保育課長挨拶

本市においては、八尾市児童福祉審議会の審議を受けて、昭和50年から障がい児保育に取り組んでおり、今年で36年目を迎えている。昭和55年には、当協議会が設置され、入所児童の多様な障がいに対応するため、専門知識の習得、保護者対応など保育実践において生じる課題等の解決に重要な役割を担っていた。障がい児の発達支援と福祉の推進に寄与いただいている。核家族が進み、地域でのつながりが希薄になり、多くの保護者が孤立して子育てをしている現実を見るにつけ、今こそ一人ひとりを大切にする保育の実践により蓄積してきた子育てノウハウの活用も重要となっている。また、平成22年3月策定の八尾市次世代育成行動計画（後期計画）においても、次世代を担う子どもが健やかに成長でき、本市で子どもを生み、育ててよかったと実感できるまちを目指している。

障がいのある子どもの自立を支援するために早期療育に努めるとともに適切な療育やサービスの提供や相談シスチームの充実や多様化する障がいに対する相談へ対応できるよう保育所など各関係機関、教育機関、保護者の連携を進める地域ネットワーク化が重点課題であると考えている。本日、この協議会においても、保育内容や保護者対応での課題について、委員の皆様方による積極的なご討議をお願いしたいと考えている。なお、行政運営の公平性、公正性の確保と透明性の向上のため会議の公開が進められており、当協議会においても会議の公開を行っているのでよろしくお願ひします。

事務局より各委員、事務局担当者の紹介及び協議会規則第7条により委員の過半数が出席されており、協議会の開催が成立していることを確認。
公開傍聴人の報告。傍聴人1名。

会長、副会長選任

事務局より会長及び副会長の選出については、協議会規則第5条に委員の互選により定めるとある旨説明を行い、意見を求め、堀委員に対し、会長の推薦及びその他事務局一任との発言がなされたため、事務局提案による指名の承認を得る。

事務局より、会長に堀委員、副会長に前田委員を推薦し、各委員の拍手にて承認いただく。

進行を会長へ譲渡

会長挨拶

八尾市のこの協議会は今年で30年目にあたり、この協議会が設置されてずっと継続し、実際の子ども達、特に障がい児のある子ども達の発達と福祉を推進するという、規則第1条にも記載されている目的をもってこれまで協議が重ねられてきたことは貴重なことと思っている。

関係機関からの平成22年度実績及び課題等報告

○辻委員より乳幼児健診とその後のフォロー状況についての報告(資料P4～)

4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児の各健康診査について受診率、フォロー率とも昨年と同程度。

フォローの内訳は、4か月児で主に身体面のフォローにより経過観察健診を受診する場合が大半を占めており、ほとんどのケースが1回の受診で終了となっている。

その他のフォロー事由としては、育児不安や育児環境面で気になるケース等があげられる。この場合、担当地域の保健師が中心となりケースに応じた方法、例えば訪問、電話、

乳児相談での面接、遊びの場への紹介、同伴等で対応している。

また、集計結果にはないが、フオローの中で特に母親の育児ベタや周囲に育児の相談者がいない等で関わりについてのアドバイスが必要な場合は、保育課主催の元気っ子教室を創めている。

1歳6か月児の要フオローの内訳では心理、育児面でのフオローが多くなってきたおり、この時期の心理発達面でのフオローでは子ども自身によるものか、経験不足等により将来キヤッチアップしていくものかの見極めが困難な場合が多く、電話や訪問による再確認、フオロー教室、経過観察健診（心理）を案内している。反面、まだフオロー教室や経過観察健診の必要性をわかっていただけない保護者も多く、このような場合、後日電話で様子伺ったり、家の近所での遊びの場の紹介等によりフオローを無理強ひせず、関係が途切れないように心がけて対応している。

フオローの結果、療育等が必要な場合には、1歳6か月健康診査フオロー教室（びよんびよん教室）後の処遇の状況（P5）にあるように、例年、発達相談継続や子育て支援ネットワークセンターみらいの親子教室や、いちよう学園の外来保育等を紹介してきたが、これまででの教室の定義枠では、発達上フオローが必要な児の受入れには限界があり、早期療育の観点からも大きな問題となっていた。早急な対策のため、昨年度、保育施設課・こども家庭課・保健推進課の3課で検討し、その結果、平成22年2月より1歳6か月児健康診査フオロー教室終了後のグレーゾーンの支援の場として、公立保育所地域子育て支援センターに「わくわく教室」がたちあがった。「わくわく教室」の詳細については、後ほど説明があると思うが、平成22年度は保健センターからは28人紹介した。

3歳6か月児健康診査では、この時期になると保育所（園）や幼稚園に入園又は既に療育につながっている児が多く、健診での要フオロー児も減少してくるが、転入やこれまでの拒否ケース等で早期に療育が必要な児が発見されることもある。

発達相談一経過観察検診（心理）一の結果内訳（延べ数）について、総受診数は352人で、結果は発達相談継続が154人と多くなっている。これは、当課が1歳6か月児健診より発達相談により定期的に発達状況を確認しながら必要時他機関へ紹介をすることが多いためと考えている。その他では、発達相談を経て、わくわく教室やみらい、いちようの教室を紹介している。

母子保健事業実績については資料（P7）参照。

会長より、質疑については、一定の報告後、行うこととする。

○道本委員より児童家庭相談の状況及び親子教室の参加状況、こどもの発達に関する相談から障がい児保育の申込み経路についての報告（資料 P8～）

児童家庭相談の状況についてまず、障がい児保育に関連する部分から報告。平成22年度の児童家庭相談から障がい児保育につながったのは、10ケース、障がい児保育対象児

(在園児)の相談が16ケース。ほとんどが継続して来所しているが、面接の頻度においてはケースにより異なっている。保育所(園)在園児のなかで、障がい児保育ではないが児童家庭相談に来所したケースが9ケース。

保護者の話をききながら、子どもへの対応の仕方を具体的に援助し、保育所へも訪問して連携をはかり、支援を進めている。また、就学前になれば、教育サポートセンターを紹介し、スムーズに入学(園)手続きができるように援助している。

最近の相談傾向としては、多問題家族がかなりの部分を占めている。親が精神科通院しているケースが7～8割を占めている。また、生活保護世帯、ひとり親家庭といった家庭状況も多い。また、幼稚園・小学校・中学校の相談としては、発達障がいが多い。3歳半健診ではチェックされなかったが、集団の中に入ってから他児との違いが目立ち、相談に来る。

また、虐待のケースについて、みらいは、従来比較的軽度から中度のものや予防的な関わりが中心だったが、平成19年度に要保護児童対策地域協議会事務局となつてからは、虐待対応ケースが急増している。相談対応件数は、平成22年度合計797件で昨年度857件から7%ほど減少している。相談の種類については、養護相談が昨年379件から346件で約8.8%減少している。養護相談のその他相談として、47件が66件と19件増えている。障がいの相談等については、資料参照。

平成22年度の親子教室参加者の平成23年4月の進路状況について、昨年度は62件の参加。教室について簡単に紹介すると、ばんだ教室・こあら教室は、2歳前後の子どもが母子同室で参加している教室で、ポツポツクラブについては、概ね2歳半から3歳半までの子どもで、保護者と子どもを分離した形で参加している教室で週1回半年クールで開催している。クッキークラブについては、3歳半健診でのフオローで母子分離で教室を開催し、2週間に1回で全10回のコースとなっている。

親子教室参加者その他の施設との交流事業では、例年、公立保育所交流、しようとく園とぐま組との交流会を開催している。

保育所(園)の障がい児保育、こどもの発達に関する相談について、保育所入所の申請の時期にあわせて障がい児保育の申込みに対して発達相談を行っている。昨年度については、11月9日から19日(土曜除く)の10日間実施し、合計で55件の相談があった。

○松田委員より平成22年度いちよう学園における療育等の状況についての報告(P11～) 契約児の療育状況について、5歳児が3名、4歳児が5名、3歳児が8名、2歳児が6名、1歳児が8名、0歳児が9名の合計39名となっている。

療育内容について、理学療法士、作業療法士による訓練、保育士による言語、食事指導をはじめ、保護者に対する療育指導や相談を実施している。また、臨床心理士による発達相談を年11回、言語聴覚士による摂食指導等を月2回で年間24回、歯科衛生士による歯科衛生指導を年1回行った。医師による診察については、内科・小児科が月1回、整形

外科が月4回、小児神経科が週3回、精神科が月1回、歯科が年2回、耳鼻科眼科がそれぞれ年1回の診察又は検診を行った。

卒退園児等の進路状況について、平成22年度は15名が卒退園している。進路先については、府立藤井寺支援学校が1名、府立東大阪支援学校が1名、八尾市立特別支援学校が1名、公立幼稚園が3名、八尾しょうとく園が2名、同じく八尾しょうとく園のデイサービスのごま組が1名、公立保育所が5名、自宅に戻ったのが1名となっている。自宅1名については、現在、府立生野徳覚支援学校へ通学していると聞いている。

外来児の療育について、対象となる子どもは、入園を前提とした児童、本園の卒退園児で継続した療育、経過観察を必要とする児童、保健所や保健センター等から紹介のあった児童となっている。訓練外来の利用者については、平成22年度は89名で、実施回数は1,121回。内訳については資料参照。保育外来の利用者については、58名で延べ人数で645人、実施回数は443回であった。紹介機関としては、八尾保健センター、八尾保健所、みらい、その他の医療機関となっている。

関係機関への職員の派遣及び相談業務について、八尾保健所が実施する総合療育相談、未熟児教室、保健センターが実施する経過観察クリニック等に対して、昨年度に続き理学療法士、作業療法士、保育士等を派遣して連携をはかっている。公立保育所、幼稚園への訪問指導（平成22年度数名単位で各保育所・幼稚園からの相談を受け、直接訪問を何件か実施）、障害者、高齢者などへの住宅改造事業、補装具の交付判定の為に相談にも職員をそれぞれ派遣している。

保育所との連携及び交流について、いちよう学園から障がい児保育で入所した児童への進路の相談、外来訓練、生活面での助言、相談を行っている。保育所との交流について、平成22年度では、山本南保育所と堤保育所の2箇所と交流を行った。

今後の課題として、本園を卒退園した児童に対する訓練など、進路先との連携であったり、保健所や保健センターから紹介されてくる児童に対する外来業務と、いちよう学園の通園業務の役割（あり方）、法改正のあった発達支援センターへの移行にむけた課題の整理、いちよう学園自体の業務体制の構築などが課題であると考えている。
なお、資料（P13）に平成22年度の外来保育のまとめを載せている。

○白石委員より八尾しょうとく園の状況についての報告（P14～）

八尾市の中には、二つの通園施設があり、今報告のあった「いちよう学園（肢体不自由児施設）」と、八尾市の西高安町にある知的障がい児の通園施設として「八尾しょうとく園」がある。この施設は、府立であったものが昭和63年度市へ移管され市立の知的障がい児施設となり、その当時からしょうとく園へ委託し、その後、指定管理者として今に至っている。

しょうとく園は、2つに分かれていて一つは知的障がい児通園施設、もうひとつは児童デイサービスごま組をなっている。知的障がい児通園施設として、定員60名のところ

毎月53名が利用しており、クラス編成は、2～3歳が12名、3歳が13名、4歳が13名5歳が15名となっている。児童デイサービス（こぐま組）は、毎日の利用ではなく、利用に応じて（4日程度）で延べ人数で246名が利用し、主に2歳児を対象として、1年間の利用で通園してもらっている。

○質疑・応答

資料2ページに協議会規則が載っていて第1条に「障がい児の発達と福祉の増進を図る」、第2条には「協議会は意見を述べるもの」と書いており、意見を述べて「必要に応じて指導・助言を行うことができる。」となっているので、いろいろな意見を出してもらい、少しでも八尾の子どもたちの福祉の増進になればと思っている。

（わくわく教室について）

先ほど、保健推進課の委員から報告のあった「わくわく教室」（P5）について、説明としては、この教室は、平成22年7月から1歳半健診のフォローということで始まった。これは、平成22年6月頃に初めて旧こども家庭課・旧保育施設課・保健推進課（健診担当課）・地域子育て支援センター（公立保育所3箇所）それぞれの所属長と担当者（今までは担当者同士で会議をもったことはあったが、担当者だけでは話が決めきれない部分もあったため）の3課で、八尾市の子どもたちの発達支援のために何ができるのか、どういう仕組みづくりで何ができるかというところの話をもった。その中で、地域子育て支援センターで1歳半健診の保健センターのフォローアップのため新しい教室として「わくわく教室」を立ち上げた。

今後、今年8月に保育課・保健推進課・地域子育て支援センター・いちよう学園を含めた障がい福祉課の所属長（いちよう学園長含む）と担当者で障がい児を含めた八尾市の子どもの発達支援の仕組みづくりで何ができるか、何をやるべきか市として会議をもつことにしている。

今の話の発端は、この協議会から始まった。去年の協議会で障がい児に対して何か問題がないかとの声があり、八尾市の療育体制が整っていないのが気になるとの意見があり、その後、初めて先ほどの説明にもあったように担当課で集まり会議をもつことができた。万全で、何も文句がないというようなところはどこにもない。協議会のある八尾市はそれなりの実績があると思うので、他の市町村とは違うものがあるかもしれない。

（療育センターについて）

発達障がい児の療育の場として療育センターを府からつくるよういわれており、八尾市は市立では出来なかったが、今年の6月の議会を通して、社会福祉法人で発達障がい児の療育センター（デイサービス）を設置（定員30名）することとなった。今後の活動は未定だが、現在準備中で、9月頃から第1回の募集をしていきたいと法人の方からは聞いている。

5歳以下（就学前）の障がいのある子どもは、いちよう学園60人ぐらい、しようたく園50人ぐらい、保育所120人ぐらいで、合計230人ぐらいで、その中で本当に障がいのある

人、特に発達障がいのある人が30名ぐらいいるが、保育所の中で見ているとそこまで必要かと思われる児もいる。最も問題となっているのが過剰診断。そこで発達障がい支援センターに期待をするが、そこには八尾市の子どもたちの発達診断（本当に発達障がいなのかの診断ができる）機能があるのか。

今報告した施設については、療育の場だけの提供となっており、そこに診断機能まで持っておらず、診断の結果、療育が必要なものに対しての場の提供となる。

保健センターでも難しい。診断は医師が行うこととなるので、八尾市内で診断できるのは、徳洲会と山本病院ぐらいであとは市外になる。

いちよう学園に通っている児については、本当に身体的なものなのか、それ以外のものなのか、なかなか外からは区別が付きにくい状態になっている。いちよう学園については、月1回ペースになるが先生に来てもらって最低でも年1回若しくは複数回発達の診断的なものをやってもらっていて、必ず受けてもらっているのが公的に称されるものではないが、それを踏まえていちよう学園では、次のステップをどうするのかというとき、例えば、発達障がいのほうが強い児で、身体的な訓練は必要ないときは、しよとく園であったり、違う施設に移っていく。

診断は、私が診ましたという先生がいる（誰がしたかをはっきりさせる）と保護者も安心し相談しやすいと思うが何かい方法はないか。

他の自治体で、学校の発達障がいと思われる子どもの巡回相談をやっているが、学校でも先生たちが、落ち着きがないなど困っていて、そういう子どもが発達障がいではないかと。そして保護者の姿勢によるが、診断してもらったほうがいいか、親として診断はいやだなど。また、診断がでたら学校の先生がお墨付きが出たみたいに関係の中に入れて、ことをあきらめ個別指導をしていく（狭い指導に入っていく）ということがあった。

今、保育の現場では、発達障がいと思われる子どもが増加と、その他落ち着きのない子どもが増えており、気になる子どもとして、発達障がいのある子どもも落ち着きのない子どもも全部まとめて発達障がいではないかということになっているので、診断を受けてもらいたい。例えば、発達障がいがあつて集団になじめなくて落ち着けないのか、家庭環境の問題（虐待の傾向・母子関係等）で落ち着きがないのか、子どもの抱えている背景によって違うと思うが、その子どもたち全部を発達障がいではないかと考え、同じようなやり方ではよくないと思うている。虐待を疑われる子どもには保護者へのアプローチの仕方が変わってくると思うし、子どもにとつて本当に必要な診断が出て、その子どもに対して適切な対応ができることが必要ではないか。現場はそこまでの専門的な知識がないために、この子どもは気になるということだけで括ってしまう傾向にあると思う。

（研修について）

いちよう学園の報告内容で、保育所との連携及び交流について、保育所職員対象の研修をしているとあったが、どのような研修か。

年に1回ないし2回、そのうちの1回は専門家の講師の先生に来ていただいて、子ども

の接し方などを。もう 1 回は、いちよう学園の先生（職員）による例えば作業療法的な部分から見た実際に保育に活かしていく内容で研修を行っている。研修方法は座学。

横浜市では、保育の現場から療育センターに出向いて 2 日間継続でその中に入って研修を受けるというような研修の取り組みをしていると聞いたことがある。座学で色々な知識を習得することも大事だと思うが、実地研修（学生の実習と同じように）できないか。いちよう学園・しよとく園・新しくできる療育センターなど、八尾市でも専門機関が増えれば、少しづつでも実地に体験学習ができれば、少しでも活かせる部分があるのではないか。

八尾市では保育所職員が専門施設に 1 日ぐらい研修に行っているとい前聞いたが。

例年、施設見学ということで 1 年に 1 回行っている。

見学はあくまで見学で、やはりジャージを着て実習ができれば、もっと得るものがあると思う。

（インリアルアプローチについて）

八尾市ではないが、例えば、保育でインリアルアプローチの研修を受講したら（基本理念は保育原理と多く一致するが）、日常の保育がすべてこの理論で展開されている傾向に、危機感を抱いている。

インリアルアプローチは、子どもとの間の良好なコミュニケーションをするために、保育者とかわるうとする思想なので、障がいの有無は関係ないが、障がいのある子どもたちの中で、発達障がいといわれる子の中にはやりにくい面もあると思う。先ほどの意見で「それほどつかり」というのが、よく分からないが、障がい児保育の研修会を大阪の福祉研修センターなどでやっているが、今やっている中心は、障がい自体を治そうというのは保育士の仕事ではなく、それに伴う生活のしにくさをどうするか。外の関係のつけ方というのを保育士自身がかわらなければならない。その一つの手段としてインリアルアプローチがあるということ。今まで経験した中で一番やりやすく、わかりやすいということがあるのではないか。学生たちに規則のコミュニケーションの基本の現物、「こうあるべきだ」ということは色々されているが、ではこの子にどうしてあげたらいいのかという、単純化された、そして効果はかなりあるものとしてはいいのではないか。機械的にやることは問題があるかもしれないが、何も知らないで、先輩のやっていることを見よう見真似でやってきて、理論だけはしっかりしていても、実際にそういう子がきたときにどうすればいいのかというときの手がかりとしてはいいのではないか。

インリアル理論に少し触れただけで、それですべての保育が進められるのではなく基本姿勢、方法を深く学習したうえで取り組みが求められるのではないかと思う。

インリアルアプローチをマスターするためには、自分がしていることをビデオに撮って、見てもらったり、実際にしているところを 1 時間ぐらい上級者に見てもらって判断することがある。そういう場を作るのが行政・保育所の問題ではないか。ただ、現場でやることの限界はあると思う。神戸では、インリアルというのは初任研修のあとの研修とし

て丸山学園というところをやっているらしい。ただ、初心者向けとして終わっているのは残念に思う。研修を行っても9割くらいは初心者なので、こういうものがあるという案内ぐらいになっている。また、じっくり研修する機会もなかなか与えられない。

じっくりとまで行かない入り口のところだけで、皆が聞きかじりです。しかも本来に持っているよさが活かされずに中途半端になってしまっている。

しないよりはマシということで、まずやってみて、それで自覚したらまた、研修会に行くという風になればいいのだが。

普段の保育全体がどういう風な質になっているのか。そういうところがないと、ちよつと入ってきてやるというのは参考にはなると思うので否定はしないが、それで満足して終わってしまっている。そして、普段の保育全体が見直されるところまでいかないと、あまり意味がないと思う。

保育原理の考え方とインリアルな教育の考え方というのは、重なりあって、どちらも同じようなことを言っているが、本質がすっかりと理解されない(未消化)ままに実践され、これでいいのかという実践が目に入ることがあるので意見を述べさせてもらった。

社会性の発達モデルみたいなものもつと定着していくと、今度の保育所保育指針の中ではつきりと子どもの関係の構築を謳っていて、そういう保育がもつと定着していくべきだと思う。

(発達障がい支援センターについて)

発達障がいという子どもが今、注目されていて、気になる子ども(落ち着かないとか)が、本当に発達障がいとして診断していいのか。また、今、どこでも指摘されているか診断は、例えば、八尾市のこのような協議会で、各部署(それぞれの担当課)が報告しあっている中で、そういう問題があるということに気づくと、すぐ解決には至らなくともいいが、そういう問題があるということを各現場で子どもたちを前にして日々おわれていると、そういう問題は他のところにもあつて、共通した問題としてあるという把握ができなくて、個別の(目の前の)困った問題となつてしまう。そういうことから言えば、各現場で抱えている問題を、ある担当者が何人かで集まつて、そこだけ(保育所・小学校)の問題ではなく、問題を広く理解されて何らかの対応をしつかりとしていかなければならないという風になつていき、例えば協議会で意見を述べると規則に書いてあり、そういう点での意見を委員からいただき、指摘しているが、本当は、八尾市の中でもそういう問題が、現場から、あるいは行政の立場の中から出てくるというのが望ましいが、なかなか難しいことで、専門家とか外から巡回とかしているとはよく見えたりすることがある。何らかの形で、今、発達障がい支援センターのことも出ていたので、今日の議論も踏まえて八尾市でもどうしていくかと考えてもらう必要があるのではないかと思う。

発達障がい支援センターの設置に関して、この協議会のメンバーは誰か入っているのか。このメンバーは入っていない。

メンバーとしては、教育関係・児相関係になつていると思うが、それで保育所に発達障

がいの子どもを送り込むというのは、発達支援センターとしてどうかと思う。

今回については、大阪府が府下 6 箇所、自閉症等々のセンターをもっていて、それを広めていきたいという趣旨から平成 22 年度に補助金を出して、八尾市としても市内にそういうセンターがなく、ほとんど東大阪の PAL にお願ひしていた状態。

それはそれでいいが、一番はつきりさせなければいけないのは、親にもその子の方針を明確にすることでも、最小限のチームとして、小児神経科（経験のある人）と心理学関係（行動心理学など）と、あとできれば保育所関係とか教育関係も含めて、もっとフォローしていける体制を、そして願わくは就労まで。発達支援センターというのは、学校は高等学校までを主としたと思うので、就学前は横に置かれたと思うが、つなぐ意味でもそういうチームをつくらせてもらえたら安心できる。

今回の発達支援センターは、就学前（障がい児）だけを対象にしたが、やはり、子どもが生まれ、就学までの間、就学してから、その後、障がい者として「障がい福祉課」の管轄になる。そういう長いスパンでの横のつながりが希薄ではないかと実感している。ひとつのところ、例えば学校教育とか保育所とかではいるいるとやっていると思うが、つながって最後に障がい福祉課で障がい者として支援をしていくとなると、情報の流れであるとかいろいろなところで連携が大切と実感している。

医師で、ちゃんとその子の生活場面とか保育や家庭を見て、診断して、フォローしていくという人は少なく、診断して終わりとなっている問題もある。
施設に常勤の医師はいないか。

いちよう学園は、基本的に小児神経の先生が週 3 回、週 1 回整形外科の先生に全児童を診てもらっているので、延べで 5 日のうち 4 日は来てもらっている形になっていて、ここ 3~4 年同じ先生に来てもらっている。平成 22 年度の途中から小児神経の先生に週 3 回来てもらったことになった。以前は週 2 回。

小児神経の先生は、発達障がいに関心があるか。

実際には、保健センターの定期健診をしてもらっていて、その先生の紹介でいちよう学園に見学に来られたりというのが流れになっている。

小児神経で発達障がいを専門にするものではない。

徳洲会の先生でできる人がいると聞いたことがあるが。

小児科の先生で一人、発達障がいの診断をする先生がいる。

○前田委員より私立保育園障がい児保育の実施状況についての報告 (P14~)

私立保育所は、公立民営化が増えてきたが、関わっているケースとしては、どの保育所(園)も、それほど重度の児童を受けていない。

実施報告として、障がい児という形で、保育課から受入れをした中で、「一人ひとり個別の対応を」と、特に思っって保育を行っているが、集団生活の中で保育をすすめる、特に長時間保育の中での障がい加配児を込みの保育の中で、個別対応がどこまでできているのか

ということはあるが、一人ひとりカリキュラムを組みながら行っている。その中で、年1回、障がい児巡回指導を実施し、専門の先生に保育園に来てもらって、今までは、加配児童だけのケースをあげていたが、ここ近年は、気になる子についてもアドバイザーももらって、その時間も増えてきている。その子は何の障がいなのかという部分で、どうしても踏み込んでいかなければいけないときに、保護者にどう理解してもらおうか。今回、巡回指導の先生から助言されたことで、病院で診断を受けて、母親が納得したことから、親とのコミュニケーション、子どもに対するフォローという部分では手厚くできるという状況になったケースもあった。

また、研修では、大阪社会福祉協議会のほうで行われている研修に1年間通じて年10回職員を参加させて、他の保育園のいろいろな事例を聞きながら、自園の子ども達はどうなのかということを重ねつつ、どういう風に関わっていけばいいのかという部分での勉強をさせてもらっている。カリキュラムを組みながらもなかなかカリキュラムどうりにいかないこともあるが、1ヶ月月過す中で、次の月への反省等を踏まえながら、巡回指導をしてもらった際のアドバイザーを入れながら、個別の対応(実践)をしているのと、長時間保育の中で、遅くまで残っている園児もいるが、その中で関わる保育士が担任ではなくなるので、そういうところでの連携ということで、ケース会議を行いながら、皆が共通理解をもつということでは保育をすすめている。子どもに対して先入観をもたないように、保育士も頭から、その子が落ち着きがない・話が聞けない・目が合わないとかではなく、先ほども言われていたが、背景(親子関係・家庭環境など)を、一番に考えてコミュニケーションが親子で足りていない分、保育士に非常に甘えてくるのか、その反動で暴れるのか、いろいろなることを踏まえながら、それでも何か違うところと、関連機関、例えば「みらい」へ相談に行ってもらおうよう、それとなく親を傷つけないように言葉を選びながら対応している。

他機関との連携として、障がい児枠で入園したケースについて、一人職員が付かないと難しいということでは保育課へ相談したケースがあった。教育サポートセンターは、就学前のことで、かなり親のほうも認知度が広がり、素直に自分からすすまれる親と、そうでない親とがいるので、それでも1年生になって、教室に入ったときに、子どもが困らないために保育園が何かできるかということで、親に掛け合いながら、足を運んでもらいながら、そこで親も相談してもらって学校の校長先生に会われたり、事前に学校訪問をして子どもも小学校になれたりということで、昨年は1年生につなげることができ、教育サポートセンターにも協力いただいて見学に来てもらうこともできた。

在宅家庭の支援では、地域交流事業を各保育所(園)いろいろやっていて、その中で、一時保育で預かる中で言葉が出ない、保育体験等にきてもらったりする中で、親から「この子気になる」といったときは、相談機関があるということで、「みらい」等を勧めるようにしている。

問題点及び課題として、今、小学校にあがる前に児童要録を義務として提出しているが、

そこで終わってしまったようにしたいと思いますが、その壁がなかなか 1 枚破れな
くて、保育所から学校に言うのか、学校から保育所に言ってくるのか、その辺、教育委員
会の部分がクリアにできていないのではないかと思います。現実、電話がかかってきたのは、
夏前、来年入学する子で加配の子はいますかとか、問い合わせがあったりして、「早い」と
思いながら、では、その子に対して例えば、近くの地域の小学校へいきます。で、その子
に対して事前に校長先生なり学年主任の先生なり担任なりと会えるのかといえば、会える
学校ばかりでもないのです、その辺り児童要録にける範囲の中で提出してしまっただけ
ではなくて、何かつなげていけたらいいのではないかと。

事例にあげた 3 歳児のことで、先ほどの報告になるが、保育課（入所担当者）と相談し
て、要配慮児（重度）として保育士をつけていいということでも補助金をもらえたので、保
育士が常にそばにいますという体制をとれ、安心して園生活が送れるようにということで、
夏からかわわっていき、4 歳に進級するときには言葉の数と、周りの状況の判断ができるよ
うになって今につなげられている。

各園いろいろ課題をもっていると思うが、できたのは小学校にあがるときに、「もう
少し詳しく伝えたい」というところで、勝手にしていいのかどうかという部分ができい
ないかと思う。

資料（P17）に児童記録として、自園でカリキュラムとして毎月作成して活用している。

○森山委員より公立保育所障がい児保育の実施状況についての報告（P18～）

公立保育所の障がい児保育では、年度の初めに診断名がついて入所するケースがほとんど
だが、保育をすすめるうえで、先ほど議論があったように、発達の違いや気になる児童が
年々増えてきている。この「気になる」というあたりは、入ってきてすぐではなく、1 年ぐ
らいの中で、年齢配慮や見守りの中で「やはりしんどい」と保育士が感じて、そういう子
どもが年々増えてきている。一人ひとりの発達への支援を丁寧に行うというあたりでは、
より保育の質が問われてきている。それぞれの職員が専門職としてのスキルの向上という
あたりで、公立保育所も努めている。平成 22 年度障がい児保育の実施状況についてという
ことで、資料にそって報告すると、障がい児の巡回指導ということで、二人の講師に年間 8
回、各園年度の前半に 1 回巡回してもらい、8 回ということで同一園が後半にもう一回ある
が、基本的には各園年 1 回になっている。早い時期に指導を受けることで子どもたちの発
達支援や保育の手立てがわかるというあたりで、後半の保育につなげていくことができた。
巡回指導時に保護者支援ということで、保護者の方の希望面談で、先生に時間をとって
もらい、保護者の悩みを聞いてもらったり、アドバイスをしてもらったり、時には専門機関
への紹介につなげていっている。障がい児保育ゼミということで、構成メンバーは資料記
載のとおり。年間 13 回全体会ということで、事例研究・グループ討議をしながら全体の保
育にかえせるような形でゼミの内容をやっている。各保育所で手作りおもちゃ等の教材
と情報交換も行っている。昨年度は施設見学として河内長野市にある「自閉症児支援セン

ターSun]を見学させてもらった。より細やかな指導内容と、教材、手作りおもちゃなど参考にすることができた。障がい児保育の実践について、巡回指導を受けることによって、障がい児を含めたクラスの子どもたち（集団）を高めるというあたりも含めて、一人ひとりの子どものニーズにあった支援をすすめていくことができた。加配保育士は必ずついているが、そのあたりで連携をしながら集団作りということを意識的に努めてきた。医療的配慮の子どもについては、保護者と話し合うこともお互いの連携の中で医療機関のほうに保育士が伺って保育の手立て配慮について確認することを含め障がい児保育をすすめてきた。障がい児保育研修ということで、平成22年度は「障がい児の理解と共に育ちあう保育」ということで、講師は和歌山大学の小野次郎先生にお願いした。内容は、専門職に発達障がいについての知識と理解がより大切であり、それぞれの持ち場・立場のできるだけの支援を行うということの再認識する内容であった。いちよう学園の職員による研修については、言語聴覚士・作業療法士・保育士による「支援児への配慮や援助の仕方」ということで具体的な内容も含めて、加配保育士を主にして（優先的に）参加しながら、他の職員も参加し、研修を受けた。「保育の中で一人ひとりを支えるために」という研修では、保育施設課の保育士が、年度の最初に加配保育士は始めての人が多いため、基本の部分で研修を行った。

＜巡回指導時・職員研修時について映像で紹介＞

他機関との連携・交流として、いちよう学園との交流を毎年2保育所（平成22年度は山本南と堤）で8回ずつ行った。交流を通して、情報交換やアドバイスをもらい、一人ひとりの障がいにあった手作りの椅子やトイレの改善等の助言を受けて活用している。みらいの親子教室については、2保育所（平成22年度は安中と荘内）で交流を行っている。職員派遣として、保健センター主催の1歳時半フロア教室と乳児相談に保育士を派遣して、遊びの指導や育児相談を行っている。地域子育て支援センター事業として、昨年度までは、在宅家庭支援の中の1事業として報告していたが、今年度は、充実してきたので別枠で報告する。妊婦からの育児支援として、4か月健診の参加と保健センターのフロアの開催とということ、毎週金曜日に支援センター職員が参加して絵本の紹介や読み聞かせ等を行っている。妊婦と6か月までの親子の交流のとして「マタニティー&ベビー」を毎月開催し、このときにベビーマッサージや手作りおもちゃ、絵本の紹介、子育て相談、親子のふれあい遊びなどの紹介をしている。来所型の子育て支援ということで、親子遊び会や親子教室などの広域的な事業を行い、1歳半健診やフロア教室の参加、わくわく教室を支援センターで実施している。親子遊び会は年4回（運動会や防災拠点、アクトランドなどで）実施している。親子教室（元気っ子教室）では、市政だより等で呼びかけ年8回から12回、3支援センターで実施している。出前型の子育て支援ということで、地域の公園での遊び会として毎月1回8箇所の公園で実施している（市政だより、ホスター、ちらしなどで呼びかけをしている）。親同士のつながりや子育て相談、遊びの提供等を行っている。地域の子育て支援関係機関との連携として、福祉委員・民生委員との連携も行っている。在宅家庭

支援ということで、地域子育て支援を各保育所において地域交流会として取り組んでいる。また、家庭支援推進保育所事業として、安中・西郡で実施。環境作り手作りおもちゃの充実ということで、保育環境や教材、手作りのおもちゃの充実として、毎年行われている施設見学や巡回でのアドバイス、いちよう学園での研修を参考にして環境の充実を行っている。保育現場における問題点・課題ということで、巡回指導の際、親支援として専門の先生と保護者との面談をもち、悩みの相談等ができるようにしてきた。そのことが専門機関につながり、専門機関と保育所との連携（今必要な遊びや援助の仕方をアドバイス受けること）ができた。こういうことで、保護者から信頼を得ながら保育を進めることができ、今後一層の取り組みが必要と思っている。教育サポートセンターとの連携もしいだいにスムーズになってきた。就学前に保育所での生活の様子や必要な手立てを情報交換する機会もできたが、目に見えない障がい（気になる行動や発達の遅れが気になる子どもなど）では、保護者への説明や保護者の受容も難しく、教育サポートセンターに行くことを躊躇するケースが多い。子どもたちにとってもスムーズな就学につながるよう保護者への説明や教育サポートセンターとの連携が今後の課題と思う。職員全体で障がい児保育について、そして一人ひとりの障がいの知識、発達支援についての共通認識のもとに保育環境の物的・人的作りを行い、よりよい保育の質の向上につなげていきたいと思っている。

○小林委員より障がい児の保育所（園）の入所状況についての報告（P22～）

平成 23 年度の障がい児の保育所入所状況としては、平成 23 年 4 月 1 日現在で、新規の公立・私立あわせて申込者が 52 人、入所数が公立 12 人、私立 29 人の計 41 人であった。その他の施設入所等ということで、申し込み 52 人のうち 11 人（平成 23 年度では、しょうとく園が 7 人、幼稚園 2 人など。）が保育所以外の施設の入所であった。年度別入所数では、平成 22 年度新規申込みは 66 人に比べ、平成 23 年度は 52 人で 14 人ほど減っている。あわせて入所数も 50 人から 41 人、継続も 82 人から 77 人であり、それに伴い総入所数が、132 人から 118 人となった。入所児童数については、平成 22 年度は 2,616 人で平成 23 年度は 2,682 人であり、入所児童数は増えているが障がい児人数は減っている。要因としては、5 歳児が卒園し、新規（3 歳）の障がい児の入所の希望者が少なかつたためと考えている。年齢別入所数については、まず、公立の 3 歳児が 10 名、4 歳が 9 名、5 歳が 11 名で合計 30 名、私立は、3 歳児が 26 名、4 歳児が 34 名、5 歳児が 28 名の合計 88 名で、公立・私立の合計では、3 歳児が 36 名、4 歳児が 43 名、5 歳児が 39 名の合計 118 名となっている。入所者との割合で見ると、おおよそ 4.4%であった。症状例の内訳では、知的障がい（発達遅滞を含む）が 61 名で、昨年（49 名）に比べ、昨年は全体で 132 人であったので、ポイントでは 14.6 ポイント増えた。ADHD では、29 名で昨年度のポイントと比較するとマイナズ 3.4 ポイントとなった。同様に言語障がい（配慮児童）では、11 名で昨年度のポイントとは 9 ポイント下がっている。肢体不自由児についても、6 名で 2.4 ポイント減、あと、ダウン症が 4 名、水頭症が 2 名、聴覚障がいが 2 名、その他 3 名で計 118 名となっている。

全体としては、昨年 132 人から減っているが、大きな症状の内訳の変化としては、知的障がい児（発達遅滞を含む）が非常に増えた。

○浅野委員（代理：山下教育サポートセンター所長補佐）より教育サポートセンターの役割と取り組みについての報告（P23～）

教育サポートセンターは、八尾市教育委員会学校教育部所管の教育相談機関である。従って、八尾市立の幼稚園 19 園、小学校 29 校、中学校 15 校の学校生活について様々な教育相談を受けている。教育相談の本身は、発達の相談、子育て、しつけ、いじめなど多岐にわたり、その中でも発達に関する相談に対するウェイトが大きい。というのも、学校園での教育相談と並行して就園・就学時の就園・就学相談も行っており、これについては、八尾市教育サポートセンターが事務局となつて、八尾市就園・就学支援委員会が設置されている。その事務局として教育サポートセンターで就園時もしくは就学時の相談を行っている。近隣で就園までやっているところは、おそらく八尾市だけ。就園・就学の取り組みとしては、6 月から翌年 3 月（と資料に書いてあるが）実質上、学校教育法その他関係法令によるところで、実質上は、12 月というのが実施期間となっているが、近年、発達に課題がある就園・就学に向け相談されたいという保護者も多いので 3 月までとしている。保護者面談、本人との面談、発達検査等しながら個別の相談を進め、並行して、就園・就学先として希望する幼稚園や小・中学校、支援学校の見学してもらったりしている。現籍校（就学の場合）へは、相談員が集団場面での行動観察などへも行きながら、最終的には保護者がどうするか決める支援をするのが役割となっている。その中で、個別の子どもの相談だけではなく、就園・就学相談に来ている人を対象に、保護者向けの子育て講座、子育て学習会などを行い、また、子どもも参加して集団遊びの場も設定しながらの子育て学習会も行っている。親子対象の遊びを通しての子育て学習会は年に 3 回行っている。個別・集団の状況を見ながら、就園・就学相談の結果等については、それぞれ進学先の学校園へ、教育サポートセンターから報告している。就園就学相談のフォローについては、実際に就園したい八尾市立幼稚園、小・中学校、特別支援学校の先生方を招いて、就園後・就学後の状況を聞き取りながら事例研究会を開催したり、事後の巡回相談も行ったりしている。平成 22 年度就園・就学の相談状況について、近年多くなつてきていると報告したが、法改正が平成 19 年にあり、その前後ぐらいいからかなり多くなつてきている。スタッフの人数は変わっていないので非常に厳しい状況であるが丁寧にひとりずつ対応している。所属別状況で就園ということで、八尾市立幼稚園の就園ということで相談をされたケースが全 25 ケースあり、そのうち 6 件が在宅、保育所から 1 名、しょうとく園 15 名、いちよう学園 3 名で、就学（新 1 年生）では、一番多いのが保育所（園）で、ついで幼稚園（公・私含む）で、最後に在宅での相談がある。

今後の課題として、フォローアップを含めて、学校園や関係諸機関との連携の充実をはかっていきたいと思っている。また、小学校から中学校に円滑に移行できるような引継ぎ、

情報提供、相談体制の充実について、今後の課題と考えている。

〈報告終了〉

○質疑・応答

保育所ガイドブックで研修体制が充実していて、報告を聞いても問題はないみたいだが、問題としては、対象となる子どもの選択がある。巡回指導は時間が限られていて、正確な状況を事前に知らせてもらおうと観察や、保育士の対応を見るだけでいいける。集団を含め子どもの様子をあまり長く見たり、抽出して診断しないといけないとちよつとつらい。先ほどの話にもあったが、八尾市の発達障がい児の診断はこの人がしているというような形をとれば、疑問や相談したいときにそこへ行ったり、障がい児担当の保育士が意見をきいたりできる。また、保育所の対応について、子どもが園（教室）の中でどのようなようにしているか、どのように他の子どもと関わっているか、保育士が子どもにどのような場所に席を作っているか。障がい児の席は、担任から離れて加配の保育士が動きやすいところが多く、担任の先生が話をしているも中々そこまで子どもに注意がいかない。間にいるいるあつてそつちに注意が向くなどがあり、そこでほつといていい子なら多少発達が遅れていても基本、障がいのない子ならなにも言わないが、発達障がいの気配があるとかそういうことがはつきりしていれば、見ていく必要がある。研修に来ていた保育士はみんな熱心で2・3回の研修でどこまで、なにをするかが難しく、実際にどうしたらいいかというところまでは言葉では伝えられるが、診断がはつきりしていないとその先に進めない。特に知的障がいがあるかどうかは、発達検査の資料がないと診断できないが、その辺は児童相談関係がもつていて、個人情報取り扱いの問題もあるので中々出してもらえない。横の連携や情報の共有を行つていく必要がある

課題としてあがつていた保育の質の向上と人的対応はセットになっていると思う。加配は、八尾市の場合、入所してから発達障がいがあったり、療育手帳をもらったときは、年度中でもつづくの。

年度の始めにきちんと加配保育士がついてくるが、年度途中でも必要な場合、保育課と相談してつづけたケースはあつた。

ポーターライインの子どもには中々つかないので、現場の保育士は苦労していることもある。確かに年度途中のポーターライインは実際難しいところはある。

どこの自治体も財政的に非常に厳しいのはわかるが、八尾市はこのような協議会もあり、内容的にも充実していると思うので、ぜひ年度途中でもわかれば、きちんとした待遇ができるような人的配慮をしてもらいたい。

翌年度の保育対象人数を把握し、そこに何人障がい児がいて、その障がいの子に加配がつくか・つかないかの判断がある。そうしなければ、保育士をひとり余計に用意しておく必要がある、一度雇うときれないし、逆に年度途中から必要なときは早急に雇う必要がある。

加配が必要な判断は、財政優位ではなく、障がいのある子が有利になるように考えてもらいたい。

障がい児の入所状況について、公立・私立とも入所児童に対する障がい児の割合は、大きな差がないが、意図してそうなのか、たまたまか。

率としては公立 4.7%、私立 4.3%と同じようなものだが、実際、以前に比べると私立にも重度の子どもをお願いしているが、重度（1：1）の割合は、まだまだ公立のほうが高い。

しようとか園としよう学園の合併はできないのか。ひとつの施設にすることで連携の問題とかもクリアできるし、国もそういう方向にいつてるのではないか。

この協議会も 30 年がたち、協議会で出されてきた報告を繋げて見直していく必要があるのではないか。なにがよくなくなってきたのか（行政の取り組みや子どもたち、その背景にある家族、社会の実態など）、1 年ぐらいかけて 30 年間の協議会で出されてきた資料を基に障がいのある子どもをめぐる状況の変遷についてまとめてみたらどうか。全部でなく、いくつかピックアップして。

障がい者施策推進協議会があると思うが、療育体制等を含めて再構築してもらいたい。事務局は障がい福祉課になっていて、来年度福祉計画の見直しの時期になっている。

会長より閉会の挨拶